

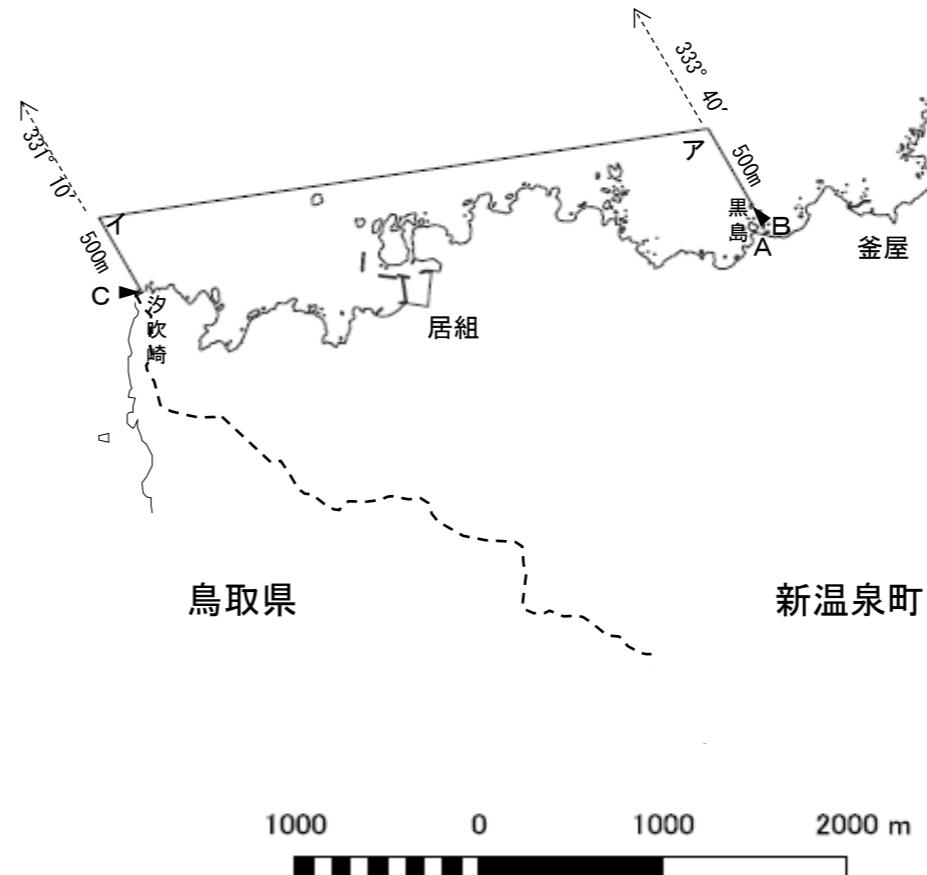
N

免許番号 共第243号

漁場の位置 美方郡新温泉町居組地先

漁場の区域 次の点A、B、ア、イ及びCを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

- 点の位置
- A 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋・居組界  
(北緯35度37.00分、東経134度24.15分)
  - B 美方郡新温泉町釜屋・居組界地先沖の黒島頂上  
(北緯35度37.00分、東経134度24.15分)
  - C 兵庫県鳥取県界(汐吹崎一名火吹崎に設置した標柱)  
(北緯35度36.86分、東経134度22.22分)
  - ア Bから333度40分500メートルの点  
(北緯35度37.24分、東経134度24.00分)
  - イ Cから331度10分500メートルの点  
(北緯35度37.10分、東経134度22.06分)



注1：方位は真方位、緯度・経度の座標は世界測地系を示す。

注2：括弧書きで併記している緯度経度座標は参考値を示す。

令和5年9月1日免許

共 第243号 漁 場 図

表示番号	表示							
	漁場	別紙漁場図のとおり（漁場図つづり込帳 第 冊 丁）			免許年月日	令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	漁業の種類	主な漁獲物	漁業時期	制限又は条件	
1	のり漁業		9月1日から5月31日まで	1	かめのて漁業	1月1日から12月31日まで	潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。	
	そぞ漁業		同上	1	ばい漁業	同上		
	わかめ漁業		3月1日から7月31日まで	1	うに漁業	同上		
	もずく漁業		4月1日から8月31日まで	1	なまこ漁業	同上		
	うみぞうめん漁業		同上	1	たこ漁業	同上		
	てんぐさ漁業		3月1日から8月31日まで		以下余白		以下余白	
	ほんだわら漁業		1月1日から12月31日まで					
	かじめ漁業		同上					
	あらめ漁業		同上					
	いがい漁業		同上					
	くろくち漁業		同上					
	かき漁業		同上					
	はまぐり漁業		同上					
	あさり漁業		同上					
	あわび漁業		同上					
海区	とこぶし漁業		同上					
	ずめ漁業		同上					
	さざえ漁業		同上					
	にし漁業		同上					
但馬海区	但馬海区	免許番号	共 第 243 号		摘要			

表示番号	表示	漁業権区		入漁権区	
		順位番号	事項	順位番号	事項
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	美方郡新温泉町芦屋663番地の1 浜坂漁業協同組合 のための漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		